

六、本部費は一回に金額を徴収する原則を執行すること、但し実際上分納ありたる場合に於ては納入ありたる分に付き直ちに本部に納入すること。
七、本部は党費率を定数とし、本部費の納入と引換へに支部に対し発
行する。

(四) 財政確立に関する件

一、党費の徴収を嚴重に実行すること。
二、維持会費を募集し、當面百口の実現を期し、東京に於て五十四を地
方に於て五十四を、各中央執行委員が分担して責任を担ふこと。
三、その他に党前編の町村会議員に一口、市会及び縣會議員に二口
の本部維持費を負擔せしむること。(但し一口の金額は定用とする)

五、第五十七議會対策の件

一、第五十七議會の本質

第五十七議會は、やがて数日の後に再会される。この議會は、大
金融資本の利益のため、労働者農民を弾圧し、煽動すること根
本的任務としてあるものである。そのことは、極めて反動的な労働
組合法案——それは労働組合取締法案だ——や農民の耕作権を
完全に破壊せんとする極めて反動的な小作法案が、そこへ上乗
せされることになつてゐるのを見て明白である。

二、第五十七議會に對して如何に闘ふべきか

一、基本的方針——ブルジョア議會に對する我々の闘争方針——
議會対策——は極めて明白である。我々は大量の威力のみが、ブル
ジョア議會の方針を變更せしめ、ブルジョア政府をして、いや
應なしに、大量の利益を承認せしめ得る唯一の力であること、を確
信してゐる。だから我々は、自党の代表者を議會に出してゐると
否とに拘らず、常に大量の威力をもつてブルジョア議會に對抗す
る。我々が反動的労働組合法案や反動的な小作法案を粉砕せんとする
場合には、我々は先づ第一に大量の力を組織し、大量の威力を